

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号
都市高速道路3号線延伸事業

環境影響評価方法書

要 約 書

平成 28 年 8 月

福 岡 市

目 次

第1章 都市計画対象道路事業の名称.....	1-1
第2章 都市計画決定権者等.....	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容	3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的.....	3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容.....	3-2
3.2.1 都市計画対象道路事業の種類.....	3-2
3.2.2 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置.....	3-2
3.2.3 都市計画対象道路事業の規模.....	3-2
3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数.....	3-2
3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度.....	3-2
3.2.6 その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項.....	3-4
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況.....	4-1
第5章 配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査, 予測及び評価の結果.....	5-1
第6章 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解.....	6-1
第7章 配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解	7-2
第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査, 予測 及び評価の手法.....	8-1
8.1 専門家等による技術的助言.....	8-1
8.2 選定項目及びその選定理由.....	8-2
8.3 環境影響評価の調査, 予測及び評価の手法の選定	8-4
8.3.1 大気質	8-4
8.3.2 騒音	8-12
8.3.3 超低周波音.....	8-19
8.3.4 振動	8-21
8.3.5 水質	8-26
8.3.6 地盤（地下水環境）.....	8-29
8.3.7 日照阻害	8-34
8.3.8 動物	8-35

8.3.9 植物	8-39
8.3.10 生態系	8-42
8.3.11 景観	8-44
8.3.12 人と自然との触れ合いの活動の場.....	8-46
8.3.13 廃棄物等.....	8-48
8.4 評価の手法.....	8-49
8.4.1 環境影響の回避，低減に係る評価.....	8-49
8.4.2 国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性.....	8-51

「本書に掲載した地図は，国土地理院長の承認を得て，同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 28 情複，第 151 号）

なお，本書に掲載した地図をさらに複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。」

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称

1.1 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業

第 2 章 都市計画決定権者等

2.1 都市計画決定権者の名称

名 称：福岡市

2.2 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：福岡市

代表者の氏名：福岡市長 高島 宗一郎

住 所：福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

名 称：福岡北九州高速道路公社

代表者の氏名：理事長 山中 義之

住 所：福岡市東区東浜二丁目 7 番 53 号

3.2 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

指定都市高速道路の新設

3.2.2 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象道路事業が実施されるべき区域（以下「都市計画対象道路事業実施区域」という。）の概略図は図 3.2-1 に示すとおりである。

また、都市計画対象道路事業実施区域の位置は図 3.2-2 及び以下に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域	福岡市博多区豊二丁目付近～ 福岡市博多区大字下臼井付近
----------------	--------------------------------

3.2.3 都市計画対象道路事業の規模

延長約 2 km

3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4 車線

3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：60km/h

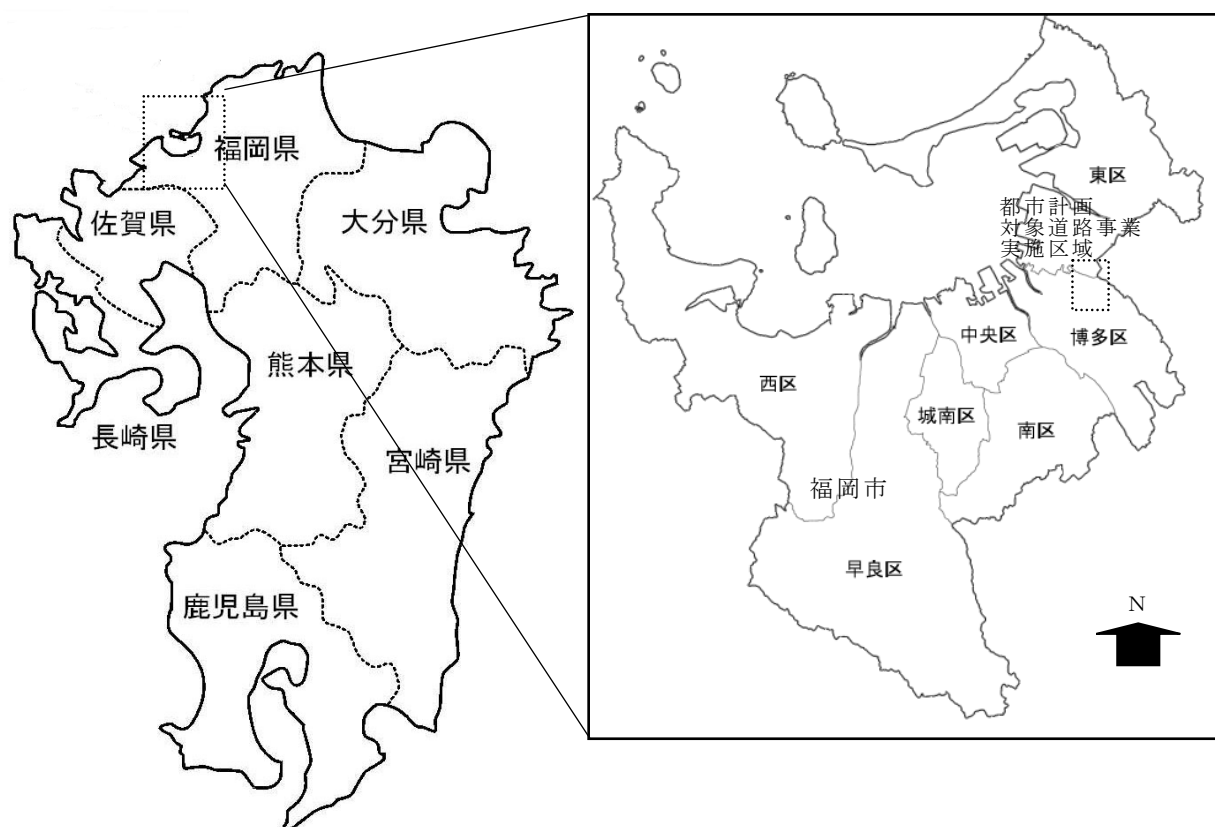
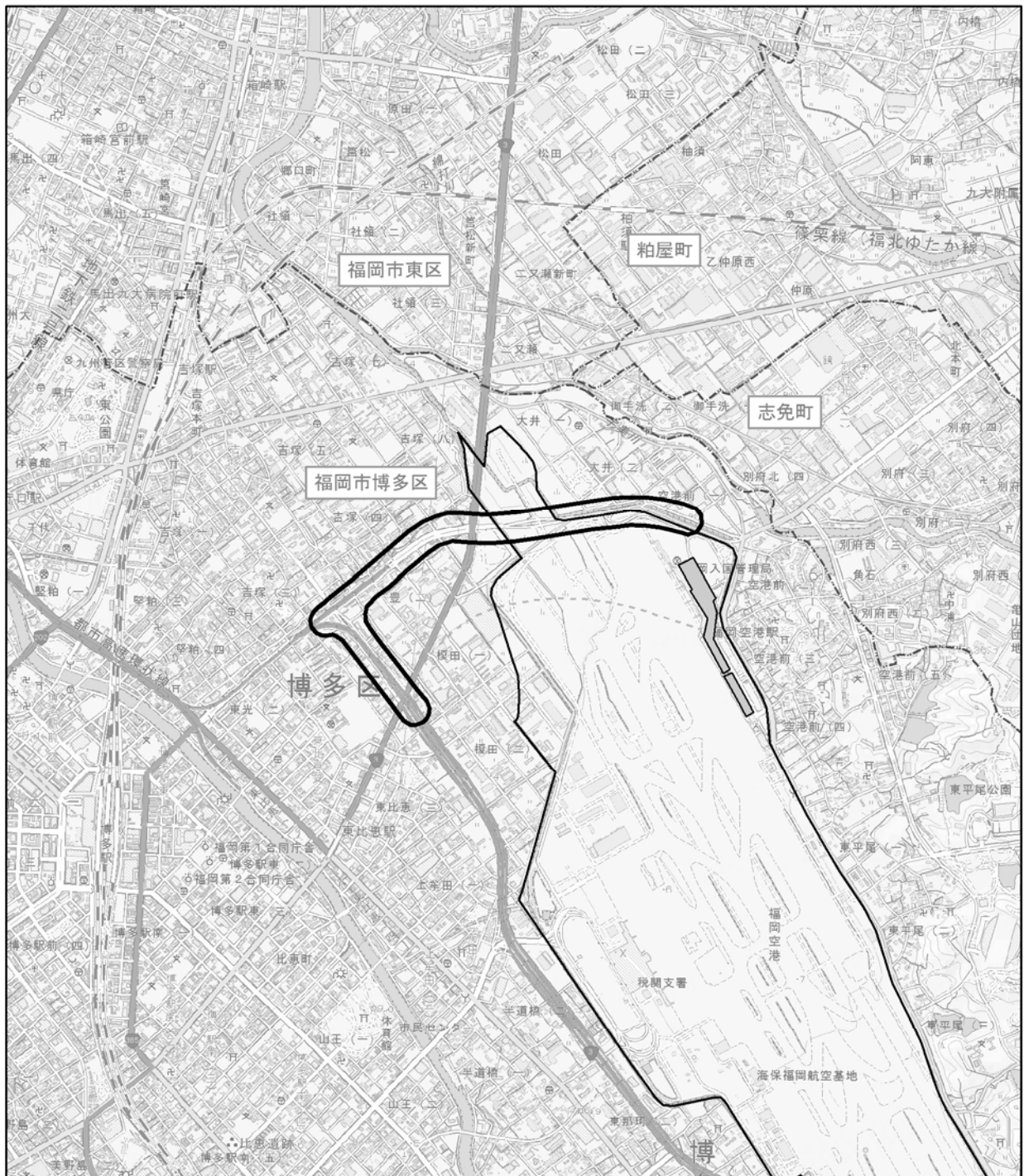


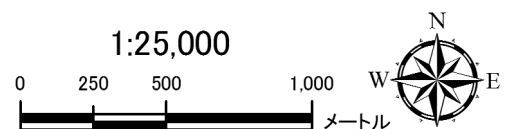
図 3.2-1 都市計画対象道路事業実施区域概略図



凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界

図 3.2-2 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲



3.2.6 その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項

(1) 道路の区分

第2種第2級

※第2種：都市部に存する高速自動車国道及び自動車専用道路

※第2級：第2種の道路で大都市の都心部に存する高速自動車国道以外の道路

(2) 道路構造の種類

都市計画対象道路の道路構造は、高架橋（嵩上式）、トンネル（地下式、掘割式）、高架橋・トンネル以外の地表面の道路（地表式）を想定している。

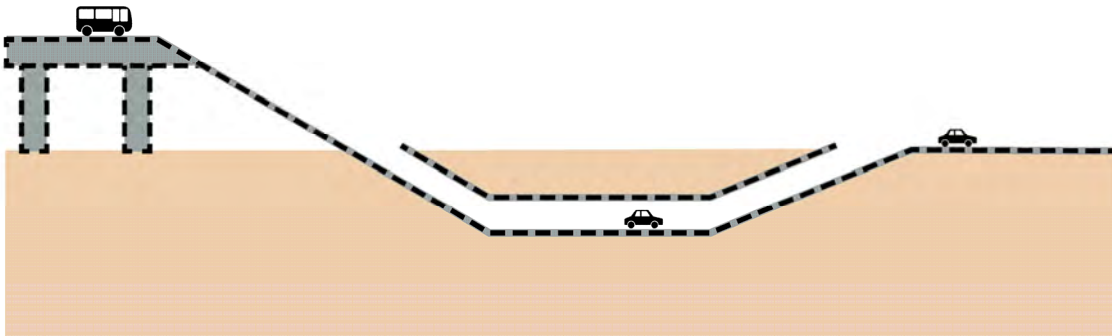


図 3.2-3 都市高速道路3号線延伸のイメージ図

(3) 休憩所の設置

休憩所の設置は計画していない。

(4) 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

①計画段階環境配慮書までの検討の経緯

「福岡市都市交通基本計画」（平成26年5月策定）において、「都市の骨格となる幹線道路ネットワークの形成」を図るための施策として、福岡空港方面への都市高速道路の延伸、自動車専用道路におけるランプやジャンクションの設置・改良を検討課題として位置付けている。

当該道路は、福岡市及び福岡県等が設立した福岡北九州高速道路公社により整備・管理されている福岡高速道路との接続を前提としており、平成27年3月に福岡市、福岡県及び福岡北九州高速道路公社の三者において、福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス改善と国道3号空港口交差点の混雑緩和を図る取り組みとして当該道路の整備について、滑走路増設に合せ早期に取り組むことで合意が図られた。

また、当該道路については、指定都市高速道路の新設を前提としていることから、福岡市において、都市高速道路による国内線旅客ター

ミナルへのアクセス改善及び国道3号の混雑緩和等を図るため、自動車専用道路の計画検討に着手したものである。

本計画については、環境影響評価法に基づき、事業の実施が想定される区域を複数選定し（複数案）、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行う必要があるとともに、市民等の理解を得られるよう適切なプロセスで合理的な計画内容にしていくことが求められる。

このため、市民、関係者等の意見を伺いながら、環境面も含め、社会面、経済面等の様々な観点から総合的に計画検討を進める際の基本的な考え方や留意事項がとりまとめられた「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成25年7月国土交通省）を参考として、道路の概ねの位置や規模などについて、学識経験者からなる第三者委員会や市民等の意見を伺いながら計画の熟度を高め、概略計画を決定することとした。

検討の流れ及び意見聴取の状況は、図3.2-4に示すとおりである。

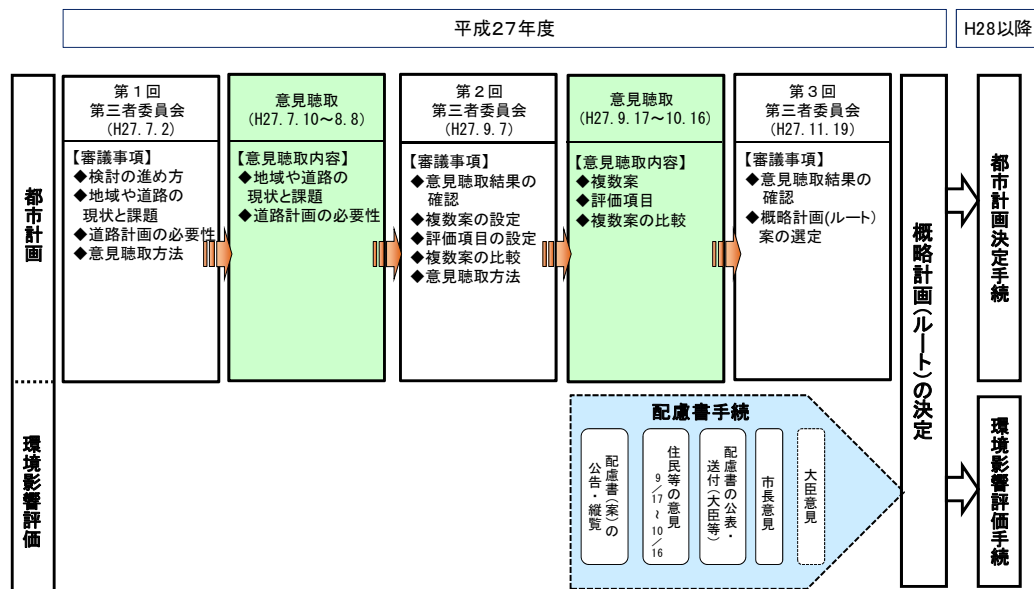


図3.2-4 検討の流れ及び意見聴取の状況

第1回第三者委員会においては、検討の進め方、地域や道路の現状と課題、道路計画の必要性、市民等への意見聴取の方法について助言を受けた。

市民等への第1回意見聴取では、空港アクセスや周辺道路の課題と課題解決策の方向性についての意見を伺った。

これらの第三者委員会の助言、市民等の意見聴取の結果を踏まえ、複数案については、既存の都市高速道路の有効活用を前提とし、計画内容の合理性なども考慮し、既存の福岡高速3号線を国内線旅客ターミナル方面に延伸するとともに、豊ジャンクションにおいて、太宰府方面と国内線旅客ターミナル方面を繋ぐ渡り線を設ける図3.2-5に示す3案を設定した。

複数案		ルートの概要	
既存道路の活用案	案1（高架案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港交差点を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港交差点について、高架橋で立体交差し、高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。	延長約2 km 
	案2（トンネル案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港交差点をトンネルで立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港交差点について、トンネルで立体交差し	
迂回案	案3（迂回案）	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら、国道3号を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 高架橋が空港から離れることで、案1と比べ、高さ制限と道路空間との離隔を確保できる	延長約2.5 km 

図 3.2-5 計画段階評価における複数案の位置図

第2回第三者委員会においては、複数案の設定、評価項目の設定、複数案の比較などについて提示し、「複数案の比較については、比較表を分かりやすい表現にするとともに、相対的な比較に努めること」「意見聴取については、配慮書の案を兼ねることが市民等に分かるよう明記すること」などの助言を受けた。

市民等への第2回意見聴取では、配慮書の案を兼ねて複数案を提示し、環境面も含め計画にあたって配慮すべき項目、環境の保全の見地からの意見などについて意見を伺った。

以上を踏まえ、複数案を設定し、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果として配慮書を取りまとめた。

②計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

第3回第三者委員会において、「複数案の比較評価と市民等への意見聴取の結果等を踏まえ、案2（トンネル案）を有力案とする」との市の考えを提示し、「安全面，環境面，市民等の意見聴取の結果等を総合的に判断するとトンネル案を有力とすることは妥当である。」「トンネル案については，浸水対策及び工事に伴う周辺への影響を十分検討すること。」等の助言を受けた。

また，次のとおり，配慮書についての国土交通大臣の意見，関係する行政機関の長としての福岡市長の意見の送付を受けた。

- ・高架案(迂回案)の採用の可否に当たり，住居等保全対象への騒音や排気ガスの影響を回避・極力低減できるか慎重に検討すること。
 - ・トンネル案を採用する場合は，詳細なルート・構造の検討に当たり，地下水環境への影響に配慮すること。
- など。）

以上，複数案の比較評価，市民等の意見聴取の結果，第三者委員会の助言，配慮書についての国土交通大臣の意見等を総合的に判断し，当該道路の概略計画（ルート）を「案2（トンネル案）」に決定した。

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「事業実施区域周囲」という。）の概況については、既存資料を基に情報を収集・整理した。なお、統計資料については、主に福岡市東区、福岡市博多区、粕屋町、志免町を対象とした。

事業実施区域周囲の概況は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
自 然 的 状 況	気象 福岡管区気象台における気象状況の平年値は、平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%、年間の降水量は 1612.3mm となっている。また、都市計画対象道路事業実施区域の最寄の一般環境大気測定局「吉塚」における平成 26 年度の風の状況及び風向・風速観測結果は、年間最多風向は北西（18.6%）で、次いで南東（18.0%）、東南東（7.8%）の順で発生頻度が高くなっている。なお、静穏出現率は 4.3%である。
	大気質 事業実施区域周囲には、一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 3 局がある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。平成 26 年度の測定結果によれば、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）、ダイオキシン類については環境基準を達成しているが、光化学オキシダント、微小粒子状物質については達成していない。また降下ばいじん量については、参考値を下回っている。
	騒音 道路交通騒音が環境基準値を上回っている地点は、一般国道 3 号、福岡空港線、檜原比恵線及び上牟田清水線 2 号線の交通量の多い幹線道路に出現している。 航空機騒音は、平成 26 年度の短期測定結果において、3 地点中 1 地点で環境基準を達成しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を達成していない。 また、4 地点で環境騒音が測定されており、全ての地点で環境基準値を下回っている。
	超低周波音 事業実施区域周囲では、9 地点で超低周波音が測定されており、年間平均では、1/3 オクターブ音圧レベルは 70dB 以下となっている。また、G 特性音圧レベルは 65.6dB～74.3dB（年間）の間となっている。
	振動 事業実施区域周囲では、1 地点で道路交通振動が測定されており、要請限度を下回っている。 また、4 地点で環境振動が測定されており、全ての地点で規制基準を下回っている。
	悪臭 福岡県における悪臭苦情件数は、平成 26 年度で 299 件となっており、典型 7 公害の中では大気汚染、騒音、水質汚濁について 4 番目に多い。
	水象 事業実施区域周囲における河川延長 5km 以上の二級河川としては宇美川、須恵川、御笠川がある。湖沼はない。
	水質 事業実施区域周囲の河川における平成 26 年度の水質の測定結果は、生活環境項目については、宇美川の御手洗と別府橋において水の汚れの指標である水素イオン濃度（pH）が環境基準に適合していない検体がある。 健康項目については、環境基準を達成している。 また、ダイオキシン類については、宇美川と御笠川の最下流の 2 地点で調査されており、全ての地点において環境基準を達成している。
	地下水 事業実施区域周囲における平成 26 年度の地下水の水質測定結果によると、全ての測定地点において概況調査、継続監視調査ともに環境基準を達成している。 また、ダイオキシン類については 3 地点で測定されており、全ての地点において環境基準を達成している。
	河川底質 事業実施区域周囲の河川における平成 26 年度の水底の底質の測定結果については、底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀及び PCB は、基準値を下回っている。 また、ダイオキシン類については、宇美川の最下流の 1 地点で測定されており、環境基準を達成している。

表 4-1 (2) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性
自然 的 状 況	土壌及 び地盤	事業実施区域周囲は、市街地その他がほとんどであり、都市計画対象道路事業実施区域の東側の丘陵地に乾性褐色森林土や褐色森林土が分布している他は、灰色低地土壌が点在している。また、「土壌汚染対策法」に基づく特定有害物質によって汚染されている区域が1箇所指定されている。なお、ダイオキシン類については4地点で測定されており、全ての地点において環境基準を達成している。 事業実施区域周囲においては、地盤沈下の問題は発生していない。
	地形及 び地質	事業実施区域周囲は、福岡県の北西部に位置し、福岡平野が広がっている。都市計画対象道路事業実施区域の東側には丘陵地があるが、扇状地、三角州等の平野、砂礫台地、自然堤防等が大部分である。 事業実施区域周囲の地質は、大部分が沖積層の砂・泥・礫である。その他、砂岩・シルト岩、黒雲母花崗岩が丘陵地に見られる。 事業実施区域周囲において、学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形及び地質はない。 なお、活断層詳細デジタルマップ（平成14年5月 東京大学出版会）及び活断層データベース（平成28年4月現在 産業技術総合研究所）によると、調査区域においては活断層は分布していない。
	動物	事業実施区域周囲における動物の生息状況は、福岡市が実施した調査等によると以下のとおりである。 哺乳類は、5目7科8種が確認されている。重要な種は、ニホンアナグマが確認されている。 鳥類は、12目35科104種が確認されている。重要な種は、カンムリカイツブリやオオヨシキリ、キビタキ等の24種が確認されている。 両生類は、1目3科3種が確認されている。重要な種は確認されていない。 爬虫類は、2目7科7種が確認されている。重要な種は、ニホンスッポンが確認されている。 昆虫類は、12目125科455種が確認されている。重要な種は、ベニイトトンボやコムラサキ、ジュウサンホシデントウ等の11種が確認されている。 魚類は、9目19科45種が確認されている。重要な種は、ニッポンバラタナゴやドジョウ、ミナミメダカ等の8種が確認されている。 底生動物は、5門10綱29目64科124種が確認されている。重要な種は、マルタニシやモノアラガイ等の8種が確認されている。
	植物	事業実施区域周囲における植物の生息状況は、福岡市等が実施した調査等によると121科684種の植物種が確認されている。重要な種は、サンショウモやオニバス、ミズマツバ等の16種が確認されている。 事業実施区域周囲の植生の状況は、平野の市街地や工場地帯等の人工的な土地被覆が広く分布しコンクリート護岸等を施された都市内河川が流下している。都市計画対象道路事業実施区域東側の丘陵地にはシイ・カシ二次林やアカマツ群落からなる樹林がパッチ状に分布するほか、開発により造成された緑の多い住宅地等が一部分布する。
	生態系	事業実施区域周囲は、「平野の市街地」、「丘陵地の二次林・公園」、「湿生草地」、「都市内河川」に大別でき、各環境類型の代表的な生物種は、以下のとおりである。 「平野の市街地」にあつては、植栽並びにイタチ属、ノネコ、スズメ、ドバト、ツバメ、クマゼミ及びヤマトシジミ本土亜種が抽出される。 「丘陵地の二次林・公園」にあつては、シイ・カシ二次林、アカマツ群落、竹林等の植物並びにホンダタヌキ、ニホンカナヘビ、ヒヨドリ、コゲラ、アオスジアゲハ及びニイニイゼミが抽出される。 「湿生草地」にあつては、湿生植生並びにヌマガエル、コサギ、ウスバキトンボ及びハラビロトンボが抽出される。 「都市内河川」にあつては、テナガエビ、メダカ、コイ、ギンブナが抽出される。

表 4-1 (3) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性
自然 的 状 況	景観	事業実施区域周囲において都市計画対象道路事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、東平尾公園等 5 地点がある。 事業実施区域周囲には「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。 また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、福岡県、福岡市指定の史跡が点在している。
	人と自然との 触れ合いの活 動の場の状況	事業実施区域周囲には、自然のままの丘陵や池、樹林を活用した、市民に「博多の森」の愛称で親しまれている東平尾公園、運動施設を備えている榎田中央公園や大井中央公園などが位置している。また、地元を中心に利用されている緑地が存在する。
	空間放射 線量率の 状況	福岡市内の測定場所における空間放射線量率の平成 27 年の測定結果は 0.05～0.10 μ Sv/時である。また、事業実施区域周囲の測定場所である吉塚局（東吉塚小学校校庭）における空間放射線量率は 0.06～0.07 μ Sv/時、福岡県庁モニタリングポストにおける空間放射線量率は 0.06 μ Sv/時となっており、各測定局における測定結果の範囲内となっている。
社会 的 状 況	人口	都市計画対象道路事業実施区域が位置する福岡市博多区の平成 27 年 1 月 1 日現在の人口は 215,202 人、世帯数は 124,602 世帯となっている。
	産業	周辺における産業別就業数は、第 3 次産業が 386,158 人（約 88%）と最も高く、次いで第 2 次産業の 53,263 人（約 12%）、第 1 次産業の 175 人（約 0.04%）となっている。いずれにおいても、第 3 次産業の占める割合が高くなっている。
	土地利用 の状況	事業実施区域周囲の地方公共団体における平成 24 年 1 月 1 日現在の地目別民有地面積の構成は、いずれの地方公共団体も山林より宅地の面積が最も多くなっている。 事業実施区域周囲の地方公共団体では、土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、いずれの地方公共団体も都市地域、農業地域及び森林地域の地域設定がなされている。その他、福岡市に自然公園地域の地域設定がなされている。 また、都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、いずれの地方公共団体も都市計画区域の指定がなされており、市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。事業実施区域周囲の用途地域は第 1 種住居地域、準工業地域、工業地域等に指定されている。
	河川の利 用の状況	周辺における河川の利用状況は、各市町において、河川やダムからの取水が行われている。福岡市では那珂川からの取水量が最も多くなっている。
	地下水の 利用の状 況	事業実施区域周囲における地下水は、上水道、用水供給、工業用水等に利用されている。なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。
	海域の利 用の状況	事業実施区域周囲における海域である筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。
	交通の 状況	事業実施区域周囲における主要交通網として、鉄道は都市計画対象道路事業実施区域の西側に JR 博多駅があり、北東方向に山陽新幹線が、西側を九州新幹線、鹿児島本線及び博多南線が南北に、北側を篠栗線が東西に通っている。 主要な道路としては、都市計画対象道路事業実施区域の西側を南北に通る福岡都市高速道路 2 号線があり、東西に走る福岡高速 3 号線、西側を南北に通る国道 3 号及び国道 385 号がある。 博多港における平成 26 年の乗降人員の総数は約 140 万人、取扱貨物量の総トン数は約 3,400 万トンとなっている。 福岡空港における平成 26 年度の着陸回数は約 85,600 回、乗降客数は約 2,000 万人、貨物取扱量は約 25 万トンとなっている。
	学校、病院 等	事業実施区域周囲には幼稚園 8 施設、保育園 20 施設、小学校 13 校、中学校 8 校、高等学校 4 校がある。また、社会福祉施設は 22 施設、病院 11 施設がある。
	下水道の整 備の状況	下水道の普及率は志免町が最も高く 99.7%となっており、次いで、福岡市が 99.6%、粕屋町が 97.1%となっている。福岡県全体の下水道普及率は、79.1%となっている。

表 4-1(4) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
環境の保全を目的として法令等により指定されたその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 社会的状況	<環境基準> ○環境基本法 ・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 「大気汚染に係る環境基準について」（二酸化硫黄，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント） 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン） 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 ・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 事業実施区域周囲の河川における類型の指定は，C 類型，D 類型となっている。 ・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 ・騒音：以下の環境基準が定められている。 「騒音に係る環境基準について」（航空機騒音，鉄道騒音及び建設作業騒音には非適用） 事業実施区域周囲の地域類型の指定は，A 類型，B 類型，C 類型となっている。 「航空機騒音に係る環境基準について」 事業実施区域周囲の地域類型の指定は，類型Ⅰ，類型Ⅱとなっている。 ・土壌汚染：「土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染，水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。 <規制基準> ○大気汚染防止法 ・硫黄酸化物：K 値規制による排出基準が定められている。 ・ばいじん：施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。 ・有害物質（カドミウム及びその化合物，塩素，塩化水素，ふっ素，ふっ化水素及びふっ化けい素，鉛及びその化合物，窒素化合物）：施設を指定して，排出基準が定められている。 ○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 ・「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設について特定施設としての届出の義務づけと排出基準が定められている。 ○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域：事業実施区域周囲では指定されていない。 ○水質汚濁防止法 ・特定施設を設置し，公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては排水基準が定められている。 ○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 ・規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化（上乘せ排水基準）が定められている。 ○湖沼水質保全特別措置法 ・指定湖沼及び指定地域：事業実施区域周囲では指定されていない。 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 ・瀬戸内海の関係府県の区域は，事業実施区域周囲では指定されていない。

表 4-1 (5) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
環境の保全を目的として法令等により指定されたその他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 社会的状況	○騒音規制法 ・特定工場等の騒音に関する規制基準：事業実施区域周囲では第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域が指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：事業実施区域周囲では、第 1 号区域、第 2 号区域が指定されている。 ・自動車騒音の要請限度：事業実施区域周囲では、a 区域、b 区域、c 区域が指定されている。 ○振動規制法 ・特定工場等の振動に関する規制基準：事業実施区域周囲では、第 1 種区域、第 2 種区域が指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：事業実施区域周囲では、第 1 号区域が指定されている。 ・道路交通振動の要請限度：事業実施区域周囲では、第 1 種区域、第 2 種区域が指定されている。 ○悪臭防止法 ・物質濃度規制：福岡市では、全域を規制地域に指定している。（基準は A 区域と同じ）志免町では、全域が A 区域として指定されている。 ・臭気指数規制：粕屋町では、全域が臭気指数 12 で規制されている。 ○土壌汚染対策法 ・要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る基準が定められており、当該基準に適合しない土地については、都道府県知事等により指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられる。 ○工業用水法及び建物用地下水の採取の規制に関する法律 事業実施区域周囲において、地下水採取を規制されている地域はない。 <その他の指定地域等> ○自然公園法 ・国立公園等：事業実施区域周囲において、指定はされていない。 ○自然環境保全法及び福岡県環境保全に関する条例 ・自然環境保全地域：事業実施区域周囲において、指定はされていない。 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣保護区等：事業実施区域周囲において、福岡市に指定されている場所がある。 ○森林法 ・保安林：事業実施区域周囲において、指定されていない。 ・森林区域：事業実施区域周囲において、福岡市博多区、志免町に指定されている場所がある。 ○都市計画法 ・風致地区等：事業実施区域周囲において、福岡市に筥崎宮、東公園が指定されている。 ○景観法及び福岡市都市景観条例 ・都市景観形成地域：福岡市博多区に御供所地区、はかた駅前通り地区が指定されている。 ○文化財保護法、福岡県文化財保護条例及び福岡市文化財保護条例 ・指定文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物）：事業実施区域周囲では 33 件が指定されている。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地：対象事業実施区域周囲に 29 箇所分布している。

表 4-1 (6) 事業実施区域周囲の概況（地域特性）

項 目		地 域 特 性
社 会 的 状 況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況	○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 - 急傾斜地崩壊危険区域：事業実施区域周囲において、福岡市で指定されている。 ○砂防法 - 砂防指定地：事業実施区域周囲において、指定はされていない。 ○地すべり等防止法 - 地すべり防止区域：事業実施区域周囲において、指定はされていない。
	公害苦情件数	福岡県における平成 26 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 2,997 件あり、典型 7 公害に係る件数は 1,820 件で、大気汚染が 680 件と最も多かった。 福岡市における平成 26 年度に市内で受け付けられた公害の総苦情件数は 427 件あり、騒音が 209 件と最も多かった。
	市等の環境保全に関する施策	福岡県及び福岡市等が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。 - 福岡県環境総合基本計画 - 福岡県廃棄物処理計画 - 福岡市環境基本計画（第三次） - 福岡市環境配慮指針(改訂版) - 新循環のまち・ふくおか基本計画（第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画） - 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 - 第 5 次志免町総合計画 - 第 5 次粕屋町総合計画

第5章 配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査，予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の手法を表 5-1 に示す。

計画段階配慮事項に係る調査は，既存資料に基づき表 5-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し，図 5-1 に調査の結果として記載した。予測では，表 5-3 に回避の状況を記載し，環境の状況の変化を把握した。

複数案のルート設定にあたっては，空港が近接していることから，航空法による高さ制限など航空機の安全な運航に配慮するとともに，事業効果及び環境，災害などの道路整備による影響等を踏まえて総合的に比較検討し，表 5-2 及び図 5-1 に示すルートを選定した。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は，表 5-3 に示すとおりである。

道路を計画する際に重視すべきであると住民等が考えている騒音，大気質については，案 1（高架案），案 3（迂回案）よりも，案 2（トンネル案）の方が影響を与える可能性は小さいと評価する。

動物については全ての案で影響の可能性があると評価する。

植物，生態系については全ての案で影響を与える可能性は小さいと評価する。

そこで，具体的なルートの位置や道路構造等を決定する段階においては，出来る限り住居や動物の重要な生息地等に配慮して計画する。

なお，各検討対象について，回避が困難又は，必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には，今後の環境影響評価の中で調査，予測及び評価を行い，必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	住居系土地利用等※ ¹	既存資料を用いて把握する方法	住居系土地利用と複数案との位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は低減の状況を比較・整理する方法
騒音				
動物	重要な種の生息地※ ²	既存資料を用いて把握する方法	重要な種の生息地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
植物	重要な種・群落の生育地※ ³	既存資料を用いて把握する方法	重要な種・群落の生育地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
生態系	生態系の保全上重要であり、まとまって存在する自然環境※ ⁴	既存資料を用いて把握する方法	まとまって存在する自然環境と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法

注) 住居系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図5-1に示す。

住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。

※1) 住居系土地利用等の既存資料調査：「平成22年度国勢調査」（総務省），「福岡都市計画総括図」（平成27年3月），「平成27年度教育便覧」（平成27年），「幼稚園を探そう」（平成27年），「社会福祉手帳」（平成27年），「福岡県病院名鑑」（平成27年），「福岡市都市計画基礎調査」（平成24年）

※2) 重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年）

※3) 重要な種・群落の生育地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年），「第6回・第7回 自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」（平成12年）

※4) まとまって存在する自然環境の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年3月）

表 5-2 複数案の概要

複数案		ルートの概要	
既存道路の活用案	案1（高架案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点を高架構で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港口交差点について，高架構で立体交差 ※ただし，高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。	延長約2 km
	案2（トンネル案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点をトンネルで立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港口交差点について，トンネルで立体交差	
迂回案	案3（迂回案）	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら，国道3号を高架構で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 高架構が空港から離れることで，案1と比べ，高さ制限と道路空間との離隔を確保できる	延長約2.5 km

表 5-3 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	案1	案2	案3
大気質	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、既存道路空間の活用及びトンネル化により、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが、既存道路空間を活用することから、大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。
騒音	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが、一部トンネル化により、騒音の影響は回避するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性については、案1、案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があるとして評価する。
動物	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があるとして評価する。
植物	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており、植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。
生態系	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境から離れており、生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

注) 住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。
 重要な動物：オオヨシキリ，メダカを示す。
 まとまって存在する自然環境：風致地区，特別緑地保全地区を示す。

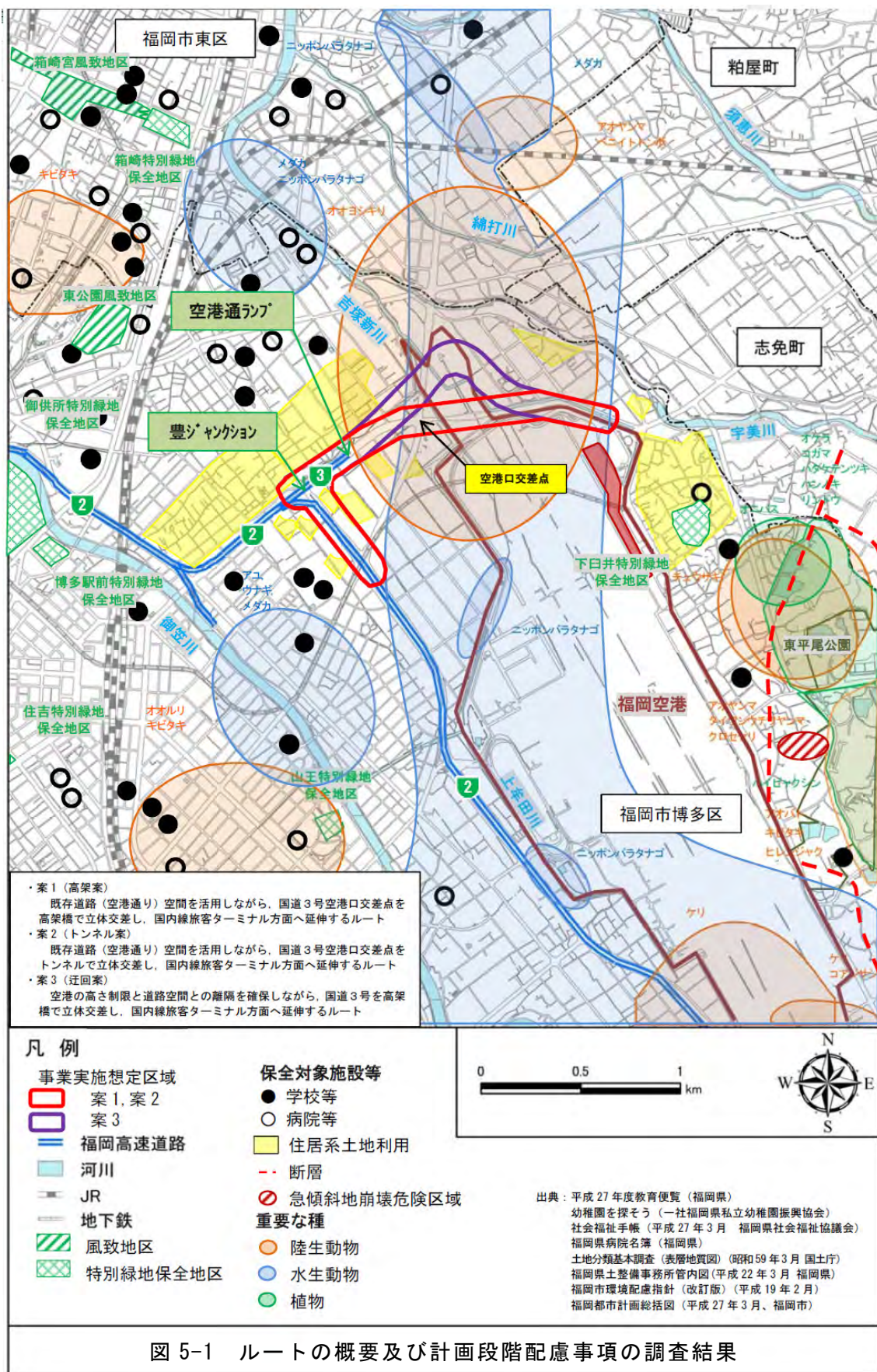


図 5-1 ルートの概要及び計画段階配慮事項の調査結果

第 6 章 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 3 条の 6 に基づき、（仮称）福岡都市計画道路 1・4・3 号都市高速道路 3 号線延伸事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について国土交通大臣の意見が、平成 27 年 12 月 11 日に述べられた。

配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解は表 6-1 のとおりである。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
1. 対象事業実施区域の設定	
今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下①～④の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、豊ジャンクション周辺は、以下①及び②が集中して立地している区域に隣接することから、十分配慮すること。 ①学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会福祉施設等を含む。） ②住居 ③重要な動物の生息地 ④大井中央公園、榎田中央公園	都市計画対象道路事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる区域について、実行可能な範囲内で回避又は低減している。 また、今後の詳細なルートや構造の検討に当たっても、環境の保全上重要と考えられる区域について実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
2. 環境影響評価の項目の選定	
設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の 1. ①～④の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。	環境影響評価の項目の選定に当たっては、事業特性及び設定した都市計画対象事業実施区域又はその周囲における重要な保全対象などの地域特性を考慮し、適切に選定した。
3. 各論	
今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の 2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。	ルート・構造の検討において、概略計画（ルート）については、市民意見等聴取結果、福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書の意見を勘案しつつ、複数案の比較評価について、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に判断し、トンネル案を採用した。 また、今後の詳細なルートや構造の検討並びに方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について留意することとし、各項目で整理した。

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
(1) 大気質 本ルート周辺の地域は、近年、浮遊粒子状物質が環境基準を達成しない状況が確認されており、本事業の実施に伴うルート帯及びその周辺に立地する住居等の保全対象（以下「ルート帯周辺の保全対象」という。）への自動車排気ガスの影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 （i）ルートの複数案 迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ii）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口や換気塔を設置する場合はその周辺における保全対象への自動車排気ガスの影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車排気ガスの影響についても留意する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。
(2) 騒音 本ルート帯及びその周辺の地域は、自動車騒音が環境基準を超過している等、複数の騒音発生源により生活環境が悪化している地域であり、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、当該ルート帯及びその周辺の地域の自動車騒音の影響を効果的に回避・低減できるよう、適切な環境保全措置を検討すること。 （i）ルートの複数案 迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ii）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口周辺における保全対象への自動車騒音の影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響についても留意する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 地下水・地盤	
本ルート帯及びその周辺の地域は、地下水位が高く、比較的軟弱な地盤が分布している可能性があり、トンネル案を採用する場合は、トンネル工事及び地下構造物の設置に伴う地下水・地盤への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地下水環境への影響に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて、当該ルート帯及びその周辺の地域における地質及び地下水位等を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、地下水環境への影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。
(4) 動物	
本ルート帯及びその周辺の地域には、ニッポンバラタナゴ等の希少な淡水魚等が生息している可能性があり、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 また、今後の調査でニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は、本事業の実施に伴う当該種の繁殖環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、専門家等からの助言を踏まえて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。 なお、ニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえて、調査、予測及び評価を行う。
(5) 廃棄物等	
本ルート帯及びその周辺の地域は、市街地が形成され、住居系の利用地域が近接しており、本事業の実施に伴う発生土等による周辺環境への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、発生土量の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、周辺環境に配慮するための適切な環境保全措置を検討すること。 また、発生土の仮置き場を設置する場合は、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、住民の生活環境への影響に配慮し、レクリエーション利用の場、土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、発生土量の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行う。 さらに、発生土の仮置き場の設置については、必要に応じ、今後検討する。

第 7 章 配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見及び都市計画決定権者の見解

7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見及び都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成 27 年 9 月 17 日～10 月 16 日）と都市計画決定権者の見解を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
大気質, 騒音	・車の排気が発生する為に緑を多くしてもらいたい。 ・騒音対策等を検討してほしい。 ・住宅への騒音や排気ガスなどの影響を配慮すべき。 他 12 件	本事業の目的を勘案しながら、大気質等の生活環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、既存の住居等の配置について、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
動物, 植物, 生態系	・自然環境への影響を考えてほしい。 ・自然環境の向上に繋がるような道路を望む。	本事業の目的を勘案しながら、動物等の自然環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、現地調査等を行い、重要な種の分布を把握し、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
その他	・騒音・振動・排ガスなどの問題が出てくるのは必至なので、くれぐれも周囲の住民の意見を尊重してほしい。 ・地下鉄空港線のトンネル建設に伴い、福岡空港周辺の環境が悪化したのであれば、その内容について配慮してほしい。 ・近隣の都市化が進み、自然環境を危惧。自然と都市化の住み分けに重点をおいていただきたい。 ・景観への影響を考えてほしい。 ・これからの福岡の国内、海外との利便性のためには空港および周辺の整備は必要であり、環境や景観等はある程度譲歩すべき。 ・周辺環境への配慮。空港利用者のためだけにならないように。 ・遺跡の保存を行ってほしい。 他 4 件	本事業の目的を勘案しながら、ご意見の内容に必要なに応じて配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造等については、これらを決定する段階で、ご意見の内容について、必要なに応じて配慮して検討を進める。

7.2 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される同法第3条の7に基づき、配慮書について関係する行政機関の意見を求め、福岡市長の意見が、平成27年11月9日に述べられた。

配慮書について関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解は表7-2-1のとおりである。

表7-2-1(1) 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項	
事業実施想定区域の周辺は、博多駅と福岡空港との間に位置し主要幹線道路が集中する区域である。その土地利用は主に準工業系の事業所や倉庫などであるが、豊ジャンクション付近等は住居としても利用されている。また、空港付近は多々良川水系の河川や水路が存在する地域であるが、本事業の案によっては地下の掘削を伴うものもあり、河川等の改変工事が想定される。上記の地域特性及び事業特性を踏まえて、詳細なルート・構造の検討を行うとともに、今後の環境影響評価手続きにおいては適切な調査・予測・評価を行うことが重要である。	ルート・構造の検討において、概略計画（ルート）については、複数案の比較評価、市民意見等聴取結果、福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書手続の状況を総合的に判断し、トンネル案を採用した。 今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、都市計画対象道路事業実施区域又はその周囲における地域特性及び事業特性を踏まえて行うとともに、環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価を行う。
2 個別的事項	
(1) 大気質及び騒音・振動について	
事業実施想定区域周辺の一部には住宅地が存在しており、案2について住宅地とトンネル出入口との位置関係によっては大気質及び騒音の影響が懸念される。また、事業実施想定区域周辺は地盤が軟らかいというデータがあり、案1～案3全ての案について自動車の走行等による振動の影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、生活環境に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、生活環境（大気質、騒音、振動）に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。
(2) 地下水及び廃棄物について	
事業実施想定区域周辺は地盤が比較的軟らかく地下水位が高いという地域であり、案2については構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響も想定される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、これらの影響に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。

表 7-2-1(2) 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 生物(魚類・植物)について	
事業実施想定区域周辺には、既存文献によると小河川でニッポンバラタナゴやメダカが確認されており、また、最近の調査では、福岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている水生植物のコガマが確認されている。案1～案3全ての案について、吉塚新川の改変等が想定され河川の改変等によりこれら貴重種の生息・生育環境に影響が及ぶ可能性がある。詳細なルート・構造の検討にあたっては、これらの生物の生息・生育状況の実態把握のための調査を実施し生息・生育環境に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、既存文献等により確認されているニッポンバラタナゴ、メダカ等の貴重種の生息・生育環境に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。
(4) 景観について	
事業実施想定区域の周辺は高層建築物が存在せず見晴らしが良い地域であり、新たに高架道路が建設されることによる景観への影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては、景観への影響に配慮するとともに、検討した具体案の内容によっては方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、新たに高架道路が建設されることによる景観への影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、適切に調査、予測及び評価を行う。